

議案第70号

一般職の職員の給与に関する条例及び職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例及び職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和元年12月2日提出

加西市長 西村 和平

一般職の職員の給与に関する条例及び職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第29条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第30条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第33条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各号の」を「それぞれ第2項又は第3項の」に改める。

(職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例（昭和42年加西市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）により地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部が改正され、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項が削除されたことに伴い、条例中の文言の整理を図るもの。